

第22回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月9日(火)午後2時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室

3 定数及び現員数 定員16名 現員16名

4 出席委員 15名

1番 石井清治

2番 石渡正明

3番 佐久間勝史

4番 花澤一弘

5番 繁田俊彦

6番 山寄和雄

7番 大野雅弘

8番 高橋広幸

10番 中山雅夫

11番 田中幸一

12番 渡邊美代子

13番 根本雅史

14番 山口壹弘

15番 注連野千佳代

16番 増田勉

5 欠席委員 1名

9番 大越久雄

6 出席事務局職員 2名

大野事務局長

石井副主幹

◎開 会

令和6年1月9日午後1時58分 開会

○事務局長（大野博之君） それでは、定刻前ですけれども、改めまして明けましておめでとうございます。昨年中はいろいろ御指導いただきまして、ありがとうございます。また本年もよろしくお願いいたします。

それでは、会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 皆さん、明けましておめでとうございます。今年は、一日から地震、ほかには航空機事故と、年始から大変不幸な事件が続きまして、皆さんも心を痛めているのではないかと思います。被災地の方も、ビニールハウスで避難をしている方などの報道もありまして、私も何とかならないのかなと考えたりはしておりますけれども、何かできることがあるのかどうなのか、ちょっと考えていきたいなと思っています。

今日は、案件も多数となっておりますので、慎重審議のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、始めます。

○事務局長（大野博之君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） ただいまより第22回農業委員会総会を開会します。

ただいまの出席委員は、16名中15名出席ですので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。9番、大越久雄委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

8番、高橋広幸委員、10番、中山雅夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号、整理番号1について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） それでは、議案の1ページを御覧ください。

申請内容は、売買による所有権の移転でございます。

総会資料1ページの位置図を御覧ください。場所は、蔵波字神代でございます。現地を確認したと

ころ、不整形ではありますが広い農地で、申請地の北側にあった栗の木を伐採してありまして、伐根、耕うんをして、農地として耕作できるよう準備しているような状況でございました。

図面につきましては、ちょっと一部差し替えがございまして、それをお手元のほうにA4のものが1部行っていると思います。ちょっと見づらかったものを、進入路が見づらかったものですから、ここに入る進入路をつけ加え付け加えさせていただいております。それで、南側につきましては、申請地に隣接する居宅を囲むようにミカンなどの果樹が栽培されておりました。

総会資料2ページから7ページに許可申請書を添付してございます。

譲渡人は、農地を売却して経営規模を縮小し、引退したいとのこと。譲受人は、経営拡大のため、申請地を購入したいとのこと。

農地法第3条による要件でございすけれども、①、全部効率利用につきましては、非耕作地はございません。農機具等につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、農用車を所有し、刈取り、糶摺り、乾燥を委託しており、田の耕作については問題ないと思います。今回取得しようとする農地は、居住地から離れておりますけれども、落花生や露地野菜を栽培したいとのこと。営農に対する意欲等につきましては、総会資料4ページの10、その他参考となる事項に、営農計画や通作等については、総会資料5ページに記載されてございますので、御覧ください。

②の農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしております。住所地農業委員である10番、中山委員に譲受人における日頃の農作業等について確認しましたところ、御夫婦ともに勤勉に農業に従事されているとのことでした。

③の周辺区域との関係につきましては、総会資料7ページに記載されております。

総会資料8ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、田中幸一委員。

○11番（田中幸一君） 11番、田中です。昨年の12月19日13時40分頃、事務局、鈴木さんと現地確認を行いました。現地は、北側に栗の木が栽培されていたようですが、現在は伐採されておりました。南側は果樹が栽培されておりましたが、畑として利用することについては問題ないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

16番、増田委員。

○16番（増田 勉君） 増田です。10番のその他参考となる事項のところ、御本人のほうできちっと書いてあるのですが、〇〇歳で健康だと、だから農業経営は大丈夫だというふうに書いてあるのです

が、後継者は長男というふうな記載なのですが、世帯構成の中には入っていないので、遠隔地に住んでいるのかとか、農業経験はあっていつも手伝っているのかとか、その辺の状況は分かりますでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（石井和樹君） 今の後継者の関係ですが、今手元の資料ですと、やはり世帯が別になっているので、申し訳ございませんが、詳しい情報はちょっと分かりかねます。

○16番（増田 勉君） ありがとうございます。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論をお受けします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結します。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号、整理番号2について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の1ページを御覧ください。申請内容は、売買による所有権の移転でございます。

総会資料の9ページと10ページの位置図を御覧ください。場所は、9ページが神納字新割、10ページは飯富字東ノ下でございます。現地を確認しましたところ、現地は耕作管理されておりました。

総会資料11ページから16ページに許可申請書を添付してございます。

譲渡人につきましては、相続により取得しましたが、管理ができないとのことです。譲受人につきましては、農業経営拡大のため取得したいとのことです。

農地法第3条の許可要件でございます①、全部効率利用要件に係る耕作していない農地の有無についてですけれども、田を所有しておりますが、田を耕作する農機具がないこと、面積の小さな畑があることから、事務局から再確認いたしましたところ、一部耕作できない農地があるということから、申請書の修正がございました。それにつきましては、お手元のところにA4の1枚で別途用意いたしましたものが修正の申請書でございます。非耕作地につきましては、別途配付した一覧にて耕

作できない理由等について確認をお願いいたします。なお、所有する農機具等については問題ないと思います。

②の農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしております。

③、周辺区域との関係につきましては、総会資料16ページに記載されております。

総会資料17から18ページに神納と飯富の現地写真を添付してございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

まず、神納の農地について、5番、繁田俊彦委員、次に飯富の農地について、14番、山口壹弘委員をお願いいたします。

まず、では繁田委員から。

○5番（繁田俊彦君） 5番の繁田です。昨年12月27日午後2時頃、事務局、鈴木さんと石井さんと現地を確認してまいりました。現地は、整地されており、一部に自然薯のツタを這わせるパイプが設置されておりました。また、現地については草刈り、整地されており、いつでも耕作できる状態です。特に問題ないと思われまふ。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 次、山口委員、お願いします。

○14番（山口壹弘君） 14番、山口です。12月20日の日に現地を確認してきました。現地は、今ちょっと荒れていまして、近くの方がちょっとこれでは危ないなということで、何かボランティア的に草刈りなんかしていたのですけれども、これで所有権が移転となり、作付とか何かやってくれば少しはきれいになるし、火事とか、そういうやつはなくなるなと思つて、やってもらえれば結構だと思つますので、よろしく御審議のほどお願いします。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2について許可と決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号3について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） では、議案の2ページを御覧ください。申請内容は、売買による所有権移転でございます。

総会資料20ページの位置図を御覧ください。場所は、飯富字釜沼です。現地を確認しましたところ、現地は耕作されておりました。

総会資料の21ページから26ページに許可申請書を添付してございます。

譲受人は、隣接地を耕作しておりまして、耕作に便利になるため取得したいとのことです。譲渡人は、譲受人の要望に応じるとのことです。

農地法第3条の許可要件でございます①、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等についてはトラクター、田植機、コンバイン、農用車を所有しており、糞摺り、乾燥は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に委託しているとのことです。

②の農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上を従事していることから、要件を満たしてございます。

③、周辺区域との関係につきましては、総会資料の26ページのほうに記載されてございます。

そして、総会資料27ページのほうには現地の写真を添付してございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、山口壹弘委員。

○14番（山口壹弘君） 14番、山口です。12月20日の日に、また現地の確認に行っていました。現地は畦畔がなくて、もう均してしまって、今耕作している状態なのです。それで、その部分だけ譲り受けたいということで、今ももう耕作していますので、何も支障がないと思われまますので、よいかなど思いました。御審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。念のため確認ですけれども、現在耕作しているのは譲渡人ということでもいいですか。これは申請書だと……

○14番（山口壹弘君） いや、譲受人だね、あの状態だと畦畔がないから、もう畦畔取ってしまってあ

るから。

○13番（根本雅史君） 申請書だけ見ると、隣を耕作しているから取得したいと書いてあるのですけれども。

○14番（山口壹弘君） だけれども、これ貸しているのではないかな、既にもう譲受人が耕作しているのではないですか、畦畔がないから。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。申請書に添付されている営農計画を見ましても、隣接地を所有しておりまして、もう既に一体として耕作しやすいという形になっておりますので、山口委員おっしゃるとおり譲受人の方が既にやっているものと思います。

○13番（根本雅史君） 分かりました。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論をお受けします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結します。

採決をいたします。

議案第1号、整理番号3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号、整理番号3について許可と決定します。

次に、議案第1号、整理番号4について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の2ページを御覧ください。申請内容は、売買による所有権の移転でございます。

総会資料28ページの位置図を御覧ください。場所は、下泉字下ノ台です。現地を確認しましたところ、現地は耕作されておりました。

総会資料29ページから34ページに許可申請書を添付してございます。

譲渡人は、高齢のため耕作が無理となったとのことです。譲受人につきましては、自宅から近く、近くにも畑を所有しており、耕作に便利のため取得したいとのことです。

農地法第3条の許可要件でございます①、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については問題ないと思われまます。

②の農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上を従事していることから、要件を満たしてございます。

③の周辺区域との関係につきましては、総会資料の34ページのほうに記載されております。

総会資料35ページのほうに現地の写真を添付してございます。

説明は以上で終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、花澤一弘委員。

○4番（花澤一弘君） 4番、花澤です。12月21日10時に事務局の鈴木さんと現地を見に行ってきました。現地は、きちんと耕してあり、問題ないと思われまます。御審議ほどよろしくお願ひします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号、整理番号4について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でござひます。

よって、議案第1号、整理番号4について許可と決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号5についてですが、議案第1号の5及び6については関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案第1号、整理番号の5及び6につきましては、同一の譲受人でありますことから、一括して御説明をさせていただきます。

議案の2ページを御覧ください。申請内容は、議案第1号、整理番号5、整理番号6ともに売買による所有権移転でござひます。

総会資料36ページと44ページの位置図を御覧ください。まず、36ページのほうですが、議案第1号、整理番号5、野里字三丁目、44ページのほうが議案第1号、整理番号6、野里字上永府でござひます。

現地を確認しましたところ、2か所ともに耕作されておりました。

総会資料37ページから42ページに議案第1号の5の許可申請書、45から50ページに議案第1号の6の許可申請書を添付してございます。議案第1号、整理番号5の譲渡人につきましては、体調不良となり、後継者もおらず労働力不足のため売却したいとのことです。議案第1号、整理番号6の譲渡人も、高齢となり、議案第1号、整理番号5の譲渡人と同様に、労働力不足のため売却したいとのことです。譲受人につきましては、議案第1号、整理番号5、整理番号6ともに自宅及び自作地に近く、耕作上便利であるということから申出を受けるとのことです。

農地法第3条許可要件でございます①、全部効率利用につきましては、非耕作地はありますが、総会資料41ページ、49ページに湿田というようなことで農業用機械が使用できない農地ということでございます。総会資料39ページ、47ページを御覧ください。農作業については、耒摺り、乾燥作業を委託しているとのことです。

②の農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上を従事していることから、要件を満たしてございます。

③、周辺区域との関係につきましては、資料の42ページと50ページに記載されております。

総会資料43ページと51ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、大野雅弘委員。

○7番（大野雅弘君） 7番、大野です。12月の20日午後2時頃、事務局の石井さんと鈴木さんと3人で現地のほうを確認しに行ってきました。現地は耕作されており、管理もされておりました。特に問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号、整理番号5及び6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号、整理番号5及び6について許可と決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号7について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の3ページを御覧ください。申請内容は、売買による所有権移転でございます。

総会資料52ページの位置図を御覧ください。場所は、横田字福性院前でございます。現地を確認しましたところ、現地は畦畔がない状態で耕作されておりました。

総会資料53ページから58ページに許可申請書を添付してございます。

譲渡人は、後継者がいないことから売却したいとのことございまして、譲受人につきましては、借りている圃場に隣接していることから申出を受けて取得したいとのことです。

農地法第3条の許可要件でございます①、全部効率利用につきましては、非耕作地はなく、農機具等については問題ないと思われまます。

②の農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、条件を満たしてございます。

③、周辺区域との関係につきましては、総会資料58ページに記載されております。

総会資料59ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、中山雅夫委員。

○10番（中山雅夫君） 10番の中山です。昨年12月の21日午後1時40分頃ですか、現地確認に事務局の鈴木さんと行ってまいりました。現地ですが、山中部落の住宅地の300メートルぐらいの場所にあり、水稲作地帯になっておりました。譲り人が何年も水耕栽培をしているため、きれいに管理されておりました。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号、整理番号7について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号、整理番号7について許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号、整理番号1について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の4ページを御覧ください。本件につきましては、市外の法人が市内在住の個人が所有する農地1筆につきまして、売買により所有権を移転し、資材置場用地として転用しようとする案件でございます。土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりでございます。

譲受人の法人につきましては〇〇〇〇及び〇〇〇を営んでおりまして、主に〇〇〇を中心に事業を行っておりますが、今回は木更津及び袖ヶ浦市での事業を推進していくに当たりまして、アクアラインに近い申請地での事業を計画したとのことでございます。

総会資料の60ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北東側約500メートル、奈良輪小学校の西側約500メートルに位置しまして、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料62ページの土地利用計画図を御覧ください。太枠で囲まれている部分が今回の申請地となります。土地利用計画につきましては、砕石、工事等で排出される土砂、足場材など資材置場用地として、隣接地と一体で整備する計画でございます。なお、隣接地につきましては、令和2年に貸資材置場用地として農地法第4条の許可を既に取得しておりまして、農地以外の土地となっております。

申請地の周辺につきましては住宅地となっていることから、資材を置く高さにつきましても最高で2メートルまでといたしまして、事業地周辺には高さ2メートルの防砂ネットを設置し、周辺の迷惑とならないように対策を行うとともに、周辺の住宅の所有者に対しましても事前に事業の説明を行っているとのことでした。

造成計画につきまして、埋立ては行わず、整地のみを行う予定です。申請地は、既に埋め立てられている状況となっていることから、申請代理人に過去の経緯について伺いましたところ、詳細な時期などは不明ですが、申請地はくぼ地となっております。雨水が溜まる、そしてヤブ蚊が発生する、そのようなことがございまして、周辺住民から苦情があったというようなことで、現在のような形態になったのではないかとということございました。

排水計画につきましては、汚水、雑排水は発生しません。雨水のみ自然浸透させるということです。

所要資金につきましては、全額自己資金で賄う計画となっております。

総会資料63ページに既存施設の位置図を、64ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

○1番（石井清治君） 1番、石井です。12月の20日午前9時30分頃ですけれども、事務局の石井さんと鈴木さんとで現地の確認をいたしました。現地は、奈良輪北通りから100メートルぐらいの右側です。現地は、写真のように整地をされておりまして、両隣は住宅地でもありますので、転用しても支障はないものと思われまます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

高橋委員。

○8番（高橋広幸君） 8番、高橋です。今局長の説明の中で、隣接地が令和2年に同様な内容で許可という話があったかと思うのですけれども、62ページでいくと、これは〇〇〇〇〇〇のところということでよろしいのでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。高橋委員おっしゃるとおり、総会資料の62ページでいう〇〇〇〇〇〇、こちらの土地が過去、正確に申しますと令和2年7月30日付で貸資材置場用地として転用許可がなされている土地となります。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） 高橋委員。

○8番（高橋広幸君） 8番、高橋。それから、その許可があつて、既に現状はもう資材置場で活用されているというふうになっていますよね。

○議長（注連野千佳代君） 事務局。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。この〇〇〇〇〇〇につきましては、既に以前から貸資材置場として利用されていたという形になっております。

○議長（注連野千佳代君） 高橋委員。

○8番（高橋広幸君） 8番、高橋。最後にもう一点ですけれども、先ほどの局長の説明の中で、周辺に対して説明を行っているということで、その辺の反応って事務局のほうで何か把握されていらっしゃるんですか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。事業計画の中で特に問題なしという報告になっております。本来であれば、農地転用を行うに当たっては隣接の農地の所有者に対して説明をするというのが事業計画書であるのですが、今回はやはり申請者のほうも住宅地ということで気を使われて、住宅の所有者まで広げて説明していただいて御理解いただいたと、既にこの土地につきましては令和2年から半分というか隣の土地が資材置場で使われておりますので、その辺も御理解いただいているのかなということで把握しております。

以上です。

○8番（高橋広幸君） ありがとうございます。

○議長（注連野千佳代君） これは以前から使われていたのが、同じ譲受人が使用していたということによろしいですか。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。〇〇〇〇〇につきましては、所有者がまた別の方になっております。今回こういった一体計画として、新たな譲受人が借りるという形になりますので、以前はまた別の方が使っていたものではないかというふうに考えられます。

○議長（注連野千佳代君） 分かりました。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号、整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号、整理番号1について、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号2について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の4ページを御覧ください。本件は、市外在住の個人が市内在住の父親が所有する農地1筆につきまして、使用貸借を行いまして専用住宅用地として転用しようとする案件でございます。土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりでございます。

総会資料の65ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の南東側約2.2キロ、千葉県立袖ヶ浦高校の南西約1キロに位置しまして、農業公共投資が入っていない小集団の生産性の低い

農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料の67ページの土地利用計画図を御覧ください。土地の利用計画につきましては、専用住宅を整備する計画となっております。色塗りされた部分で住宅を建築する部分が農地となっており、道路からの進入路部分は宅地となっております。

造成計画につきましては、切土、盛土は行わず、整地のみとなります。

排水計画につきましては、汚水、雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置した上で道路側溝へ放流し、雨水につきましては敷地内に雨水排水ますを経由しまして道路側溝へ放流いたします。

所要資金につきましては、金融機関からの借入れにより賄うとの計画となっております。

総会資料67ページから69ページのほうに建物平面図及び立面図が、70ページから73ページのほうに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

○1番（石井清治君） 1番、石井です。12月の20日午前10時頃ですけれども、事務局の石井さんと鈴木さん、現地を確認いたしました。現地は、神納平成通り交差点より東へ五、六百メートル行った左側でありまして、現地はきれいに草刈りをされておりました。現地は、住宅用地に転用しても問題ないものと思われまます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。この案件は、親子での使用貸借になりますけれども、先ほど説明で進入路がもう宅地になっているという説明がありましたけれども、これはもう親の宅地の一部ということで理解してよろしいでしょうか。70ページにその家が写真で上に写っていますけれども、これが親の建物ですか。その隣に土地を借りて建てるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。おっしゃるとおり、進入路部分につきましては、このお父様、譲渡人のほうの所有となっております。

以上です。

○13番（根本雅史君） 分かりました。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号、整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号、整理番号2について、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号3について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の4ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の個人が所有する農地1筆につきまして、賃貸借により資材置場として一時転用する案件でございます。土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりでございます。なお、一時転用の期間といたしましては、約半年間を予定しております。

総会資料の74ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR東横田駅の北東約3.5キロメートル、平岡小学校の北西約1.6キロメートルに位置する農地でございます。農用地区域内にある農地となります。農用地区域内にある農地につきましては、原則として転用不許可となっておりますが、本案件は千葉県転用事務指針に定めます転用基準の例外、仮設構造物の設置等一時的な利用に供するために行う事業となっております。事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合、かつ市が定める農業振興地域整備計画、こちらの達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当いたしまして、この例外規定に該当することについて千葉県の君津農業事務所と共通認識がなされております。

総会資料の76ページの土地利用計画図を御覧ください。事業内容は、隣接する農地以外の約1,000平米の土地におきまして、建設発生土による埋立て事業を行うに当たり、農地を建設重機や建設資材の資材置場として利用する土地となっております。77ページのほうに資材等の内容の資料を添付してございます。

造成計画に関しましては、農地部分については一部32平方メートルについて、場内移動により盛土をした上で、全体の整地をいたします。なお、隣接地の農地以外の土地については、建設発生土により埋め立てる予定でございます。

排水計画につきましては、汚水、雑排水は発生せず、雨水につきましては自然浸透する計画となっております。

所要資金につきましては、全て自己資金により賄う計画となっております。

総会資料の78ページに既存施設との位置関係図を添付してございます。

総会資料の79ページの農地復元誓約書を御覧ください。資材置場への一時転用が完了した後に、譲渡人が畑として落花生を作付する予定となっております。

総会資料80ページに農地復元計画図を、81ページから82ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、大野雅弘委員。

○7番（大野雅弘君） 7番、大野です。12月の20日に事務局の石井さんと鈴木さんと私と3人で現地のほうを確認してまいりました。場所は、鴨川線のすぐ脇で、滝ヶ沢団地のすぐ下辺りになります。特に問題ないものと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号、整理番号3について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号、整理番号3について許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号4についてですが、議案第2号の4及び5については関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案第2号、整理番号4及び5について説明いたします。

議案4ページ及び5ページを御覧ください。本件は、市外在住の個人が市外在住の個人2名が所有する農地2筆につきまして、売買により所有権を取得し、専用住宅用地として転用しようとする案件でございます。土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりでございます。

総会資料83ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR東横田駅の北東約1.9キロメートル、

平岡小の南東約600メートルに位置しまして、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料86ページの土地利用計画図を御覧ください。土地の利用計画につきましては、専用住宅を整備する計画となっております。

造成計画につきましては、切土、盛土は行わず、整地のみとなります。

排水計画につきましては、汚水、雑排水は合併浄化槽を経由し排水路へ放流し、雨水につきましては敷地内に浸透ますを設置いたします。

所要資金につきましては、金融機関からの借入れで賄う計画となっております。

総会資料87ページから89ページに建物平面図及び立面図を、90ページに現地写真を添付してございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、増田勉委員。

○16番（増田 勉君） 16番、増田です。昨年12月の21日朝9時ちょっと過ぎぐらい、こちらの事務局の石井さんと鈴木さんと3名で現地を確認いたしました。この場所は、もう以前からずっと宅地として、この辺に家がいっぱい建っているエリアです。この申請地は、現在もちろん農地として耕作はしておらず、ただの空き地になっている場所で、その前の道の前の区画も空き地のようになっていますけれども、これ最近もう家が建ってまして、唯一ここだけが家が建っていないような現状の場所でございます。住宅用地としては全く問題ないと思われまして、よろしくご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号、整理番号4及び5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号、整理番号4及び5について許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 令和5年度第9次農用地利用集積計画書(案)の承認について

○議長(注連野千佳代君) 次に、議案第3号 令和5年度第9次農用地利用集積計画書(案)の承認についてを議題といたします。

議案第3号について事務局の説明を求めます。

大野局長。

○事務局長(大野博之君) 議案第3号の令和5年度第9次農用地利用集積計画書(案)についてご説明します。

議案第3号は別冊となっております。今回の内訳につきましては、9ページ、農地中間管理事業による権利設定が3件となります。権利内容は、賃貸借権の設定が2件、使用貸借権の設定が1件になります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号について原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長(注連野千佳代君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

石井君。

○事務局(石井和樹君) 事務局の石井です。袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づきまして、局長専決にて処理した案件についてご報告いたします。

議案の6ページから9ページを御覧ください。今回報告する案件は、令和5年11月1日から11月

30日までに専決処理した案件となります。

議案6ページ、協議報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出は1件でございます。

議案7ページ、協議報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定によります転用届出書の提出は3件でございます。

報告は以上です。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程は全て終了しました。

◎閉 会

○議長（注連野千佳代君） これをもちまして第22回農業委員会総会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後2時53分 閉会